平成２２年（フ）第７４号
大阪市浪速区塩草３丁目１番26―202号
債務者　上田　嘉章
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９５号
大阪市住之江区安立２丁目７番２号　101
債務者　桑原　康次
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７０号
大阪市平野区長吉六反３丁目１番19号　サンシャイン安田101号
債務者　前田　浩徳
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７１号
大阪府豊中市上津島２丁目21番29号
債務者　米田　雅一
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７３号
大阪市浪速区日本橋５丁目16番４―1107号
債務者　杉本　春夫
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７７号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―420号
債務者　林　ゆかり（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８２号
大阪市城東区鴫野西４丁目18番13―307号
債務者　檜尾千代美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８４号
大阪市鶴見区横堤３丁目６番７号
債務者　山田　幸治
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８７号
大阪市東成区大今里西１丁目30番10号シャリテ今里302号
債務者　田中　弘昭
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７１号
兵庫県高砂市竜山１丁目７番１―304号、従前の住所兵庫県高砂市荒井町小松原３丁目16番３号
債務者　仲島　信正
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９６５号
兵庫県加古郡播磨町東野添２丁目19番32号　レオパレス播磨102号
債務者　百本　　一
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２号
兵庫県姫路市御立中４丁目９番15号
債務者　森谷　欽一
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３号
兵庫県姫路市御立中４丁目９番15号
債務者　森谷　博子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２７５号
北海道小樽市花園４丁目20番４号、前住所北海道小樽市花園３丁目５番６号
債務者　小林　大輔
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５１号
宮城県名取市増田７丁目14番33号　森アパート102号
債務者　原　由美子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
宮城県多賀城市新田字西28番地の２
債務者　本間　和子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
秋田市山王臨海町２番67号
債務者　大渕　良造
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９０号
水戸市栄町２丁目６番36号　栄第２コーポラス202号、旧住所茨城県笠間市石井1023番地
債務者　牧野しずよ（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所